２　三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告については、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話及び第五世代移動通信システムを使用する携帯電話を一の契約で提供している場合には、当該契約に係るものを除くこと。

３　「件数」の欄には、三・九一四世代移動通信アクセスサービス又は第五世代移動通信アクセスサービス（通信モジュール向けに提供されるものを除く。以下この様式及び様式第20の３において同じ。）の契約数（仮想移動電気通信サービスを提供する他の電気通信事業者のものを除く。以下この様式及び様式第20の３において同じ。）について、毎四半期の最終月における一契約当たりの利用された通信量ごとに記載すること。

４　［略］

５　［略］

６　［略］

第２表

一契約当たりの通信量等報告

年　月分

サービスの種類

事業者名

［表　略］

注１　三・九一四世代移動通信アクセスサービス及び第五世代移動通信アクセスサービスごとに別葉とすること。

２　三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話の報告については、三・九一四世代移動通信システムを使用する携帯電話及び第五世代移動通信システムを使用する携帯電話を一の契約で提供している場合には、当該契約に係るものを除くこと。

３　「件数」の欄には、三・九一四世代移動通信アクセスサービス又は第五世代移動通信アクセスサービスの契約数について、毎四半期の最終月における一契約当たりの利用された通信量ごとに記載すること。なお、通信容量共有制（特定の回線の一契約当たりの一月に利用される通信量の上限（以下この表及び様式第20の３において「通信容量」という。）を、他の回線（自らは利用可能な通信容量を有しない回線に限る。）が共有して利用できる料金プランをいう。以下同じ。）の設定がある場合は、通信容量を共有して利用する回線（以下「共有回線」という。）が利用した通信量の合計ごとに契約数を記載すること。

４　［略］

５　［略］

６　［略］

様式第20の３（第２条の２第２項関係）

料金に関する契約状況報告

年　月　日現在

サービスの種類

事業者名

［表　略］

［新設］

［新設］

２　［同左］

３　［同左］

４　［同左］

第２表

一契約当たりの通信量等報告

年　月分

サービスの種類　三・九一四世代携帯電話アクセスサービス

事業者名

［表　同左］

注１　「件数」の欄には、三・九一四世代携帯電話アクセスサービスの契約数について、毎四半期の最終月における一契約当たりの利用された通信量ごとに記載すること。なお、通信容量共有制（特定の回線の一契約当たりの一月に利用される通信量の上限（以下この表及び様式第20の３において「通信容量」という。）を、他の回線（自らは利用可能な通信容量を有しない回線に限る。）が共有して利用できる料金プランをいう。以下同じ。）の設定がある場合は、通信容量を共有して利用する回線（以下「共有回線」という。）が利用した通信量の合計ごとに契約数を記載すること。

［新設］

［新設］

２　［同左］

３　［同左］

４　［同左］

様式第20の３（第２条の２第２項関係）

料金に関する契約状況報告

年　月　日現在

サービスの種類　三・九一四世代携帯電話アクセスサービス

事業者名

［表　同左］